

人材紹介に関する個別契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社ウィズ(以下「乙」という)とは、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で締結された「取引基本契約書」に基づき、以下の通り人材紹介に関する個別契約(以下「本契約」という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、本契約記載の条件により、乙に対し人材紹介に関する業務を委託し、乙は本契約の条件に基づき甲の依頼を受託し必要な人材を紹介するものとする。

(紹介手数料等)

第2条 甲は、乙が紹介した人材を採用し入社(入職)に至った場合、人材紹介に係る紹介手数料として甲は乙に人材の入社(入職)日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。

- 2 紹介手数料の算定基礎となる「想定年収」とは、月例給与(諸手当含む)及び賞与支給予定額の一年分、残業代や歩合給、業績給など予め算定できる範囲の金額を加え算出するものとする。ただし、年俸制を給与支払いに採用する場合は年俸額とする。
- 3 紹介手数料とは、上記「想定年収」の〇〇%に相当する金額を甲は乙に支払うものとする。
- 4 採用決定者が入社後1ヵ月以内に給与条件の変更が発生した場合は、変更後の給与条件に応じて紹介手数料を算出し、甲または乙は予め定めた紹介手数料の差額を相手方に支払うものとする。
- 5 採用決定者が甲への入社(入職)意思を表明したにも関わらず甲に入社(入職)しなかった場合は、紹介手数料は発生しないものとする。
- 6 甲は乙より紹介された者を採用せずに紹介日より起算した1年以内に、乙に通知することなく採用した場合であっても、甲は乙に対し上記算出と同額の紹介手数料を支払うものとする。

(短期退職時の手数料の取扱い)

第3条 乙は、採用決定者が入社後に、本人の責に基づく事由により退職となった場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還するものとする。

1ヵ月以内で退職した場合	50%に相当する額
3ヵ月未満で退職した場合	30%に相当する額
6ヵ月未満で退職した場合	10%に相当する額

- 2 乙より紹介された者が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

この契約締結の証として本書正本2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都○○○○○○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○○
代表取締役 ○○○○

乙 東京都八王子市小宮町 321-1
株式会社ウィズ
代表取締役 吉田 康剛